

土岐市 鶴里町柿野地区

令和5年度

【地域の概要】

- 本市は、市域面積の約65%が山林であり、中山間地域特有の狭小な農地が多く存在している。
- 当地域の耕地面積は67haであり、主に水稻による経営が行われている。中心経営体は2団体である（個人1 営農組合1）。
- 農家の高齢化や後継者不足により、更なる遊休農地の発生が懸念されており、農地の受け手の確保・育成が必要。

①取組開始前の状況や課題

柿野地区における課題

兼業農家が大半を占め、自己完結型が主流の地域。農業者の高齢化及び後継者不足により、将来的に農地を保全していくことが困難な状況となっていた。

課題解決へ向けたこれまでの取組

地域農業者が中心となり、平成25年に集落営農組合を設立。数年前より法人化の動きがあったものの、設立には至らなかった。

設立までの過程の整理や設立後の利点等を理解していただきながら組合員さんに前向きに動いていただく必要があった。

他地区での集積事例

令和3年度に、曾木地区において、当該地区の受け手である（農）曾良の里への新規集積(3ha)が行われたこともあり、地区の農地を継続的に維持していくためにも、権利設定による貸し借りを行うことができる法人化への機運が高まった。

②取組内容

定例会への出席（毎月開催）

月に一度行われる営農組合の定例会に農業委員も含め出席し、設立までの流れ及び現状の状況などを確認。合わせて集積・集約できそうな土地についても話し合いを行った。

組合員・土地所有者への訪問（令和5年9月～10月）

法人設立メンバーや農業委員による地主宅への訪問を実施し、法人設立についてや利用権設定の制度説明と、貸付地の掘り起こし、書類の記入依頼・回収等を行った。

地域計画策定へ向けた「協議の場」の開催（令和5年10月11日）

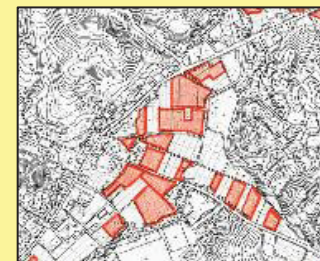
10月に開催された定例会を、協議の場として位置づけ、行政（県・市）や関係機関（中間管理機構等）を参集し、当該地区の農地利用に関する話し合いを開催した。

関係各所が出席することで農業者からは設立関係のみならず、地域農業の課題や今後の展望までざっくばらんな討論が行われ、協議の場開催前に訪問できた土地所有者等からの意向をふまえ、地図作成と集積へ向けた話し合いも行われた。

農事組合法人三国の郷の設立（令和5年11月）と
同法人への農地集積（令和5年12月）

定例会等による協議を重ね、令和5年11月に法人を設立。

農地中間管理機構を通じた権利設定を行い、**96筆 67,350㎡**の土地を当該法人に対して集積した。



③今後の展開と方向性

- 農地が耕作放棄される前に、担い手へ貸付ができるよう体制を整えるとともに、当該法人への集積目標（9ha）達成へ向け引き続き集積へ向けた取り組みの支援を行う。
- 構成員が高齢であるため、若い農業者の加入にも力を入れ、法人として長く経営ができる体制を整える。